

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 西牟婁振興局健康福祉部

平成23年11月6日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対して平成23年10月11日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成23年10月11日付けでした生活保護決定（変更）処分（以下「本件処分」という。）について、取消しの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

請求人は、平成 年 月 日付けで、実母である の世帯に転入し、請求人自身も生活に困窮し、生活保護の変更申請を行い平成23年9月28日付けで保護変更決定を受け被保護者となったものである。

処分庁は、平成23年10月3日に請求人宅に訪問し、保護の変更申請決定の通知書及び平成23年10月1日付け変更の決定通知書を手渡し保護費の変更となる旨の説明を行った。

処分庁は、平成23年10月11日付けで平成23年11月1日冬期加算の算定による本件処分を行った。

請求人は、本件処分に対し保護費が少ないとの問い合わせを処分庁に行い、処分庁が平成23年10月3日に行った同様の説明を行ったが納得できず、本件処分は、違法又は不当な処分であるので、その取り消しを求めたものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められた。

- (1) 請求人は、平成■■年■■月■■日付けで実母である■■■■の世帯に転入し、働くこともできず生活に困窮しているとのことで、同日生活保護の変更（世帯編入）申請を行ったこと。
- (2) 処分庁は、平成23年9月28日にケース診断会議を開き、請求人が年金担保貸付を前回保護受給中にも受けていたこと及び今後、年金担保貸付を受けた場合は、保護受給できないこともあり得ることを指導していることを踏まえ、保護の要否判定並びに保護の程度について、本庁協議をしたうえで、年金収入額全額を収入認定することを決定したこと。
- (3) 処分庁は、上記（1）の申請及び上記（2）の収入認定による要否判定により、平成23年9月28日に保護変更決定をし、平成23年10月3日に担当者が請求人宅を訪問。平成■■年■■月■■日及び平成23年10月1日付けの保護変更通知書を手渡すとともに、平成23年10月1日の変更決定の保護費の計算書を用いて説明及び請求人に支給される障害年金については、年金担保貸付の返済額は控除対象（前回保護受給中に貸付を受けているという理由）とならないことを併せて説明したこと。
- (4) 請求人は、上記（3）の説明について、理解できず、納得はしていなかったこと。
- (5) 請求人は、平成23年11月4日、処分庁に保護費が少ないとの申し出及び不服申立をするので様式を送って欲しいと訴えてきたこと。
- (6) 処分庁の担当者が平成23年11月4日に白浜町役場にて事務打ち合わせをしていたところ、請求人が役場に訪れたため面接を行ったこと。
- (7) 請求人は、上記（6）の面接時に保護変更（世帯編入）決定された平成■■年■■月■■日付けの通知書に記載されている10月分保護費予定支給額とが支払われていないと主張してきたこと。
- (8) 処分庁の担当者は、上記（3）の請求人宅訪問時に10月1日付けの決定通知書と保護費の変更について説明を行っていることを伝えるとともに、10月分の

保護費についても既に請求人世帯に入金済みであることを伝えたこと。

- (9) 請求人は、上記(3)の面接時に手渡された通知書について「もらっていない」と主張していたこと。
- (10) 処分庁の担当者は、役場にて保管している保護変更決定通知書(同年10月1日付け分)の写しを請求人に示しながら、請求人の受給している障害年金受給分全額を収入認定していることを再度説明していたこと。
- (11) 請求人は、上記(10)の担当者からの説明でも理解せず、同年 月 日付け通知書の10月保護費予定支給額が支給されると主張していたこと。

2 判断

- (1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」第2項では、「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定している。これは、いわゆる保護の補足性の原理であり、前述のあらゆる能力を活用しても、なおかつ最低生活が営めない場合はじめて保護が行われることを定めたものである。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-3-(2)-アにおいて、(ア)「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」とされており(イ)において「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」とされている。

生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。)I-6-(3)-②過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者に対する対応策について、『過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として、保護の実施機関は生活保護を適用しないこととする。』

保護の実施機関は、年金担保貸付を利用している場合には生活保護が適用されない扱いとなることを、被保護者に対して事前に周知することとし、さらに、申請者個々の状況により、必要に応じ、以下の事項を勘案した上で生活保護の適用

を判断すること。

- ・急迫状況にあるかどうか
- ・保護受給前に年金担保貸付を利用したことによって社会通念上、真にやむを得ない状況であったかどうか

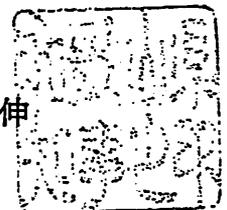
なお、本取扱いの実施にあたっては、生活保護受給者等が年金担保貸付を受けることにつき、他にも債務がある等の理由がある場合には、その問題解決に向けた支援（例えば、多重債務者への対応として、法律扶助協会、無料法律相談等の活用による早期債務整理の相談助言や金銭管理能力の修得のための家計簿記帳の指導を行う等の支援）を行うよう努めること。』とされている。

- (2) そこで、これを本件でみると、前記認定事実（2）において処分庁は、本庁協議を踏まえ、年金額を全額収入認定した上で保護の要否判定を行った結果、要保護状態であることから請求人の世帯編入を認めることをケース診断会議にて決定しており、適正な判断であった。
- (3) しかし、保護の程度の決定について、前記認定事実（3）において請求人に対し、前年年金担保貸付を受けて保護が実施され今回2度目で、自己責任があることから年金額全額を収入認定することを説明しているが、世帯編入する前の保護支給額より世帯編入した保護支給額が減額していることを見ると、最低生活保障という法の趣旨から考えると、保護世帯の状況を鑑み請求人に保護の趣旨及び収入認定を行う理由等を説明した上で、収入認定額を分割するなどの方法をとるなどの措置を講ずることができたともいえる。

- 3 以上のとおり、請求人の本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成24年 5月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。